

## 南丹市指名競争入札参加資格申請書の受付について

南丹市が発注する平成18・19年度の建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品製造等に係る指名競争入札に参加を希望される方は、下記のとおり入札参加申請書を提出してください。

### ●申請のできない者

#### 【建設工事関係】

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていない者。

#### 【測量・建設コンサルタント等業務関係】

測量法（昭和24年法律第188号）、建築士法（昭和25年法律第202号）等の規定による許可を受けていない者。

#### 【物品製造等関係】

営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者。

### ※以下共通

- ・成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者。
  - ・資格審査申請書を提出するときに国税、市税及び家賃、保育料、上下水道料金、住宅新築資金等貸付金、介護保険料等の公共料金を滞納している者。
  - ・資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者又は重要な事実の記載をしなかった者。
- 提出書類 南丹市ホームページ (<http://www.city.nantan.kyoto.jp/>) から入手してください。
- 提出部数 1部
- 提出方法 提出書類を順に重ねたものを袋とじにし、持参のうえ提出してください。
- 提出先 南丹市役所 総務部 総務財政課 管財係
- 申請の受付期間 平成18年2月1日（水）～同年2月28日（火）まで  
（土・日・祝日を除く、午前9時～正午・午後1時～4時）
- 参加資格有効期間 平成18年4月1日～平成20年3月31日まで（2年間）
- 注意 旧町で登録いただいておりますが、18年度有効期間中であっても、南丹市として新たに登録が必要となりますので、提出漏れのないようご注意ください。

◇問合せ先 総務財政課 管財係 TEL) 68-0002 FAX) 63-0653  
Eメール) soumu@city.nantan.kyoto.jp

## 犬のしつけ方教室の開催について

「犬の飼い方」と「しつけ方」の講習を受けていただき、飼い主の意識向上と犬と共生できる社会環境をつくるために開催します。

### ●開催日程

第1回	2月24日（金）午後1時30分～3時30分	講演会
第2回	3月1日（水）午後1時30分～2時30分	実技
第3回	3月8日（水）午後1時30分～2時30分	実技
第4回	3月15日（水）午後1時30分～2時30分	実技
予備日	3月22日（水）午後1時30分～2時30分	（予備）

※第1回講習会の日程は講師の都合で変更となることがあります。

- 開催会場 南丹保健所（園部会場）
- 募集期間 2月13日（月）～2月17日（金）まで
- 対象 南丹保健所管内にお住まいの方で、生後6ヵ月以上2歳未満の犬とその飼い主で全回参加できる方。  
犬の登録と狂犬病予防注射接種済みであること。

◇問合せ先 南丹保健所 環境衛生室 衛生・環境担当  
TEL) 62-4754 FAX) 62-0451

## 4月1日から「南丹警察署」がスタートします！

園部警察署は、4月1日から警察署の再編により旧美山町区域を含む南丹市全域と京丹波町を管轄することとなり、「南丹警察署」に名称を変更します。新しくスタートする南丹警察署では、パトカーを増車して街頭活動や交通事故防止活動を強化するなど、「安全で安心なまちづくり」を一層推進してまいります。

旧美山町にお住まいの方々の利便性を損なわないよう、運転免許更新手続きについては、南丹警察署窓口のほか右京警察署京北交番（現京北警察署庁舎）でも手続きが行えます。

なお、南丹警察署長の証明等が必要な証明や許認可等については南丹警察署で手続きを行います。

◇問合せ先 園部警察署 TEL) 62-0110

## 所得税確定申告の相談会場のご案内

市民税等の申告や相談と合わせて、所得税の確定申告についての相談・受付を3月15日まで各支所で実施しています。（但し、土曜、日曜を除く）

申告会場が混雑しご迷惑をおかけしますが、ご協力をよろしくお願い致します。

- 期間 2月16日（木）から3月15日（水）まで  
（但し、土曜日、日曜日は除きます。）
- 時間 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時を除く）
- 場所 ・南丹市本庁・園部支所 2号庁舎2階201会議室  
・八木支所 1階市民ルーム  
・日吉支所 2階産業振興課横申告会場  
・美山文化ホール 2階会議室

市・府民税、国民健康保険税の申告は、所得税の申告が不要な方も金額の多少にかかわらずしていただく必要があります。

所得税の確定申告をした方や、給与所得のみで年末調整した給与支払報告が市に提出されている方は、市・府民税の申告は必要ありません。

なお、市・府民税申告書を請求される方、社会保険料控除、生命保険、損害保険等の控除（市・府民税）を受けるため申告を必要とされる方は、お手数ですが下記問い合わせ先へお越しください。また、遠方の方等は電話等にて請求いただきますようお願いいたします。後日郵送で送付します。

### ●平成18年度市・府民税から適用される主な改正内容

- ・老年者控除が廃止されました。（65歳以上の方で寡婦、寡夫に該当する方は、寡婦、寡夫控除が受けられます。）
- ・65歳以上の方の公的年金等に係る雑所得の計算方法が改正されました。
- ・定率減税を2分の1に縮減します。
- ・年齢65歳以上の方のうち前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置を平成18年度分の市・府民税から段階的に廃止します。（平成17年1月1日現在において65歳以上の方で前年の合計所得が125万円以下の方に係る市・府民税（均等割及び所得割）を、平成18年度は3分の2を減額し、平成19年度分は3分の1を減額し、平成20年度から全額課税します。）

### ◇問合せ先

税務課 市民税係 TEL) 68-0004  
各支所 地域総務課 税政係  
TEL) 園部 68-0010 八木 42-2300  
日吉 68-0031 美山 68-0040

## 園部税務署からの確定申告のお知らせ

平成17年分の所得税確定申告の税務署窓口での相談受付は2月16日（木）から3月15日（水）までです。

上京、左京、中京、東山、下京税務署で2月19日・26日の日曜日に限り確定申告の相談、仮受付を行います。（それ以外の土曜・日曜は閉庁しています。）

なお、園部税務署は確定申告期間中を含む全ての土、日、祝日は閉庁しております。閉庁時に申告書等を提出される方は、時間外収受箱をご利用ください。

### ●平成17年分の所得税から適用される主な改正事項

- ・老年者控除が廃止されました。（65歳以上の方で寡婦、寡夫に該当する方は、寡婦、寡夫控除が受けられます。）
- ・65歳以上の方の公的年金等に係る雑所得の計算方法が改正されました。
- ・国民年金保険料（及び国民年金基金の掛金）について社会保険料控除の適用を受ける場合には、確定申告書の提出の際に、「社会保険料（国民年金料）控除証明書」等の添付又は提示が必要になりました。

### ●国税庁ホームページで申告書の作成を！

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で、パソコン画面から金額等の必要事項を直接入力することにより、税額等が自動計算された確定申告書が作成でき、それを印刷したものをそのまま税務署に提出することができます。

ホームページのアドレスは、「<http://www.nta.go.jp>」です。各種届出書等もダウンロードできます。

◇問合せ先 園部税務署 TEL) 62-1019（個人課税部門直通）  
TEL) 62-0340（代表）

## 南丹市役所へ電話をかける場合について

南丹市となっても「八木」と「園部、日吉、美山」間でのやりとりには、市外局番の「0771」をダイヤルしなければなりません。そのため、八木の区域内から市役所（本庁、他区域支所）へ電話される場合は、八木支所「42-2300」へお電話いただき、必要な部署へ八木支所から転送します。なお、他の3町の方が八木支所へ電話される場合は、「68-0020（市外局番なし）」へ電話いただければ同様の市内通話料金で対応できます。